

文部科学省 9月16日から18日に

「学校の第三者評価ガイドラインの策定に向けた実地検証」で堺支援学校を訪問

「第三者評価」を口実にした、行政の教育への介入を許さず、 教育活動、教育評価における学校の自主性を守ろう！

文部科学省は、9月16日から18日まで、「学校の第三者評価ガイドラインの策定に向けた実地検証」として、堺支援学校を訪問します。文科省によれば、学校教育法の一部「改正」により学校評価の根拠規程が盛り込まれたこと、教育再生会議第二次報告において「国は、第三者評価についてのガイドラインを示す」ことが提言されたことをつけ、それを具体化するための検証であり、「評価対象校の評価そのものが目的ではない」としています。

評価実施方法と対象校について

実施要項には、各都道府県教育委員会の推薦に基づき対象校を決定し、全国45校程度を対象とする」と明記されています。文科省によると、対象校の決定は、府教委・学校・文科省の3者で合議の上、進めているとの説明です。「評価実施方法」について、「学校運営全体の在り方について評価」、「評価結果を踏まえて、改善のための課題等を提示する」ことを基本とし、必要に応じて、「教育に関する諸基準への適合のための体制評価」、「学校運営の改善のための専門的助言」を行うとしています。

評価項目について

実施要項によれば、評価項目は「事前記入シート」（対象校の校長が記入）の内容に基づき評価対象校ごとに文科省が決定するとなっています。文科省の説明では、対象校がどの項目で評価を希望するのかを「事前記入シート」に記入し、その観点で評価をおこなうとのこと。「事前記入シート」は、学校運営の状況、授業等の状況、指導・管理の状況、家庭・地域との連携協力の状況の大項目にわかれており、それぞれの大項目が4〜5点の中項目に分かれています。中項目ごとに「評価希望項目」欄が設けられています。中項目を細分化した小項目は合計88項目にもおよび、「できていない」、「おおむねできている」、「あまりできていない」、「できていない」の4段階で記入を求めています。

評価結果の取りまとめとその扱い

文科省は「評価報告書」について、都道府県教育委員会を通じて、評価対象校およびその設置者に送付するとしています。また、「実地検証の趣旨にかながみ、それは公開しない」としています。「評価報告書」の扱いについて、文科省によれば「個別にまとめて提出するが、それ以上のことはない」とのことです。

「学校の第三者評価」とそのねらい

文科省によれば、「学校の第三者評価」とは「学校の自己評価、学校関係者評価を補い、学校運営の質を高めるためにおこなう評価」という位置づけです。そのねらいは、改善教育基本法を具体化し、「権利としての教育」から「国が求める義務としての教育」への転換をはかるものと言えます。「義務としての教育」の内容は、教育再生会議で論

議された「徳育の教科化」「規範意識」「規律ある教室」「奉仕活動の充実」などであることは容易に予想できます。

「学校の第三者評価」の問題点

学校評価とは、学校の当事者である父母・教職員・子どもの3者が行うべきであり、その目的は、今後の教育活動をよりよいものに改善していくための新たな目標・手だてを、合意に基づき明らかにする営みと言えます。それは、憲法に保障されている国民の教育権を保障するためのものです。しかし、目標管理を中心とする「学校評価システム」は、国・行政による目標の押し付けを通じて、子どもの成長・発達・生活実態・地域の実態に基づく目標設定を困難にします。また、国・行政による目標の押し付けは、対等・平等に子どもと教育の事を語る教職員と父母の関係を、「サービス提供者」と「サービス購入者」という関係におとしめ、父母の教育権保障をあいまいにする問題点も含まれています。

学校教育法一部改正「付帯決議」

2007年6月19日、学校教育法等の一部を改正する法律案に対する「付帯決議」が採択されています。それには、「各学校が、多様な子どもの実態や地域の状況を踏まえた創意工夫ある教育課程の編成」「各教育委員会及び学校による、地域の実情に応じた創意工夫に基づく学校評価の実践を尊重する」と明記し、各学校の自主的とりくみを尊重する立場を明確にしています。

今回の対応について

府障教は、子どもに合わせた学校づくりを方針にかけています。その具体化は、子どもたちの成長を願う父母・地域住民とともに学校をつくる「参加と共同の学校づくり」にあります。この方針を具体化するとともに、今回の対応について次の5点を提起します。

- (1) 「学校の第三者評価」の内容、ねらいをみんなに知らせましょう。
- (2) 面談の内容を含め、「実地検証」の内容をすすべての教職員に明らかにしましょう。
- (3) 「実地検証」の問題点を明らかにしましょう。
- (4) 教育活動、教育評価における学校の自主性を守りましょう。
- (5) 実地検証で生じた問題は、ただちに府障教に報告してください。